

令和 8 年 第 3 回

甲斐市農業委員会議事録

令和 8 年 3 月 27 日

1 日 時 令和8年3月27日(金) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
報告第6号 令和7年農地賃借料情報の件
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第10号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進
計画作成要請の件
報告第11号 令和8年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件
報告第12号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件

4 欠席委員 11番 井上委員、15番 三井委員

5 議事録署名委員 19番 柳本委員、1番 中村委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 三井 賢治
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 田 中 颯
農政課農政総務係 長田 明久
農政課農政総務係 清水 俊也

7 閉 会： 午後4時05分

【事務局長】	それでは、第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。 (相互に起立し挨拶) 会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願いします。
【議長】	(会長あいさつ) 本日の出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。
(日程第1 議事録 署名委員の指名) 【議長】	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名人は、19番柳本委員と1番中村委員を指名致します。
(日程第2 会期の 決定) 【議長】	日程第2「会期の決定」を致します。 本総会の会期は本日1日と定めたいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議がありませんので、本日1日と決定します。
(日程第3 議事) (報告第4号) 【議長】	それでは議事に移ります。 「報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。 事務局に番号3番から5番の説明をお願いします。
【事務局】	はい、議長 資料1ページをお願いします。 農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。 番号3番 地図公図は1ページ、2ページになります。

●●番地ほか 8 筆、合計面積 2,129 m²を●●の●●他 2 名が、●●の●●に所有権移転による宅地分譲8区画にするための転用の届出が出ています。

資料2ページをお願いします。

番号 4 番、地図公図は3ページ、4ページになります。

●●番地、面積 350 m²を●●の●●が、●●の●●に所有権移転による駐車場にするための転用の届出が出ています。

続きまして、番号 5 番、地図公図は5ページ、6ページになります。

●●番地、面積 443 m²を●●の●●他 2 名が、●●の●●に所有権移転による宅地分譲2区画にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 5 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に番号 1 番から 2 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料 3 ページをお願いします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 1 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、面積 1,032 m²。貸人が●●の●●、借り人が●●の●●で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日の 5 年間、使用貸借により利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

解約届出日は令和 8 年 1 月 30 日です。

なお、当該地はこの後の議案第 10 号の農地法第 18 条、番号 28 番の農地利用集積等促進計画作成要請の件でご審議いただく場所となります。

続きまして、番号 2 番、地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1,286 m²。貸人が●●の●●、借り人が●●の●●で、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の 2 年間、賃貸借により利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

解約届出日は令和 8 年 2 月 10 日です。

なお、当該地はこの後の議案第 10 号の農地法第 18 条、番号 26 番の農地利用集積等促進計画作成要請の件でご審議いただく場所となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 6 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 6 号 令和 7 年農地賃借料情報の件」を上程致します。

事務局に説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

報告第 6 号、令和 7 年 農地賃借料情報の件について報告をさせていただきます。

お手元の資料 4 ページ 令和 7 年農地賃借料情報の件をご覧ください。

令和 7 年 1 月から 12 月までの 1 年間における利用権設定の賃借料、中間管理機構によるものも含み、平均額等を取りまとめましたのです。

なお、今回集計したデータには、賃料が無償のものは含まれておらず、賃借権の設定のみが集計対象となっています。

それでは、表の上から順番に

水稲、6 件、10a 当りの平均賃料 6,555 円、普通畑(野菜等) 16 件、7,249 円、樹園地(果樹) 10 件、4,736 円、その他(再生放牧地柿類の栽培) 2 件、5,336 円でした。

単年のみのデータでは情報が不足することもありますので、令和 3 年から 7 年の 5 年間分の賃借料も提示しておりますので、併せて報告します。

水稲、24 件、平均額 9,302 円、普通畑(野菜等) 114 件、8,870 円、樹園地(果樹) 50 件、10,385 円、その他 10 件、13,062 円でした。

なお、各作目ごとの最高額と最低額は一覧記載のとおりとなります。
この報告の趣旨は、皆様が貸借等の相談を受けた際に参考として利用していただくことを目的としております。平均額が適切でない場合もありますので、農地の状態をみながら参考として活用していただくようご承知いただきたいと思います。
以上で報告を終わります。

【議長】

事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第7号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。
「議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。
事務局に番号3番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長
資料5ページをお願いします。
番号3番、地図公図は11ページ、12ページになります。
●●番地ほか3筆、合計面積 9,711 m²を●●の●●から、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地は農用地区域内農地で、●●番地は野菜の栽培、●●番地、●●番地、●●番地は西側に少し離れた傾斜の土地で、果樹(ブルーベリー、スモモ、レモン)の作付けを予定しています。
所有機械については、トラクター、耕運機、パワーショベル、草刈機等を所有しています。
モニターの写真は最初に対象地を公図と航空写真の重ね図にした全体計画図を表示します。
次に●●番地を南西側から見た画像です。
続いて●●番地を北側から撮影した画像です。
次が●●番地を南側から見て●●番地と●●番地も一部表示しています。
最後が●●番地をメインに●●番地も合わせて南東側から見た画像です。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●●委員 お願いします。

【●●委員】 はい、●●です。
視察にいきましたが現在綺麗に耕作されており、新しく耕作される●●には近所の方が農業指導にはいるそうです。
問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見ををお願いします。

【●●推進委員】 ●●です。3月19日に●●、事務局と現地調査を実施しました。
現場は勾配のある所で、本来は耕作するような場所ではなく放棄地になるような土地でしたが、●●の父母により手入れがしてありました。
しっかり綺麗になっていましたから、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。
番号3番を許可とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして事務局に番号4番の説明をお願いします。

【事務局】 はい議長。
資料は同じく5ページになります。
番号4番、地図公図は13ページ、14ページになります。
●●番地、面積485㎡を●●の●●から、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。申請地で果樹(びわ、柿、ブルーベリー)と野菜の作付けを予定し、一部を自己が運営する認定こども園の園児の収穫体験用としても利用する計画です。
また、当該地は昨年6月総会の議案第23号、番号11番で議決いただきました認定こども園職員用駐車場の転用案件の南側に隣接する農地です。所有機については、耕運機、噴霧器です。
モニター画像は北東側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●●委員 お願いします。

【●●委員】 はい●●です。去る 19 日、●●、●●、●●推進委員、事務局の方々と調査いたしました。
事務局から詳しく説明があったとおりで、隣が以前決議の駐車場です。整備されており特別問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見をお願いします。

【●●推進委員】 はい推進委員の●●です。
現地は保育園の駐車場の隣ということで、ここで子供たちに農業体験をさせるということを聞いています。未来の農業継承者ができる可能性がありますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。
番号 4 番を許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして 事務局に番号 5 番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長
資料は引き続き 5 ページになります。
番号5番、地図公図は15ページ、16ページになります。
●●番地、面積 869 m²を●●の●●から、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地は農用区域内農地で、ブドウの作付けを予定しています。所有機械については、トラクター、スピードスプレーヤー、乗用モアです。
モニター画像は北西側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●●委員 お願いします。

【●●委員】

はい●●です。同日同じメンバーで調査いたしました。

この土地の右側に以前ぶどう園として作った棚ができており、その東側の土地で、●●がブドウ栽培を拡張したいということです。

特別問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員 意見をお願いします。

【●●推進委員】

●●については、借りた畑有償移転した畑をすごく綺麗に使っていただいていますので、なんら問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 5 番を許可とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第 8 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「議案第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件」を上程致します。事務局に番号 2 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい議長

資料 6 ページをお願いします。地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

番号 2 番、●●番地、面積 52 m²を●●の●●が、宅地拡張のための許可申請が提出されました。

申請地は 2 種農地で、隣接する宅地と一体利用の計画です。

事業計画書、土地利用計画図のほか、始末書の添付があります。

当該地は申請人が相続を受けた当時から宅地として利用されておりましたが、自己所有地の登記情報等を確認していたところ、申請地のみが宅地への地目変更が行われずに農地のまま残っていることが判明しましたため、所定の転用手続きを行うもので、家屋の建て替えや増築のための許可申請ではございません。

モニターの写真は、東側から撮影したものです。

次に北西側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
現地調査の報告を●●委員 お願いします。

【●●委員】 ●●です。3月19日に●●、事務局で現地の確認を行ないました。
52 m²の小さい土地ですが、知らなくて庭として使っていたのが畑だった
ということで、畑から宅地に変換するということです。近隣に何か影響があ
るものではないので問題なく思います。以上です。

【議長】 次に ●●推進委員に意見ををお願いします。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。19日の調査の日に出張でしたので 22日
に単独で調査をおこなってまいりました。

確認するまで農地法の許可を得る必要があることを知らずに、畑を宅地
に使用していたということです。農地法第4条の許可申請をするにあたり、
始末書を提出するということなので、ご審議をよろしくお願い致します。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号2番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま
す。

(議案第9号)

【議長】 それでは次の議事に移ります。

「議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程
致します。事務局に番号11番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料7ページをお願いします。地図公図は19ページ、20ページになりま
す。

番号11番、●●番地ほか1筆、合計面積538 m²を●●の●●他1名
が、●●の●●に所有権移転による資材置場にするための転用許可申請

が提出されました。

申請地は住宅等が連たんする区域で集落接続がある第3種農地です。

現地は●●の南側、●●を挟んだ側道に面し、両側の土地は既に資材置場に転用されています。

資材置場に配置する材料は土と碎石を予定しています。

雨水は自然浸透で処理する計画です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは北側から撮影したものです。

次に東側から撮影した画像です。

最後が南側から撮影した画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員 お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。今月 19 日、●●、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

市街化調整区域内の 3 種農地で、申請地の周辺は雑種地などに地目変更されており、唯一残っている農地のため耕作放棄地状態で背丈ほどの雑草が枯れた状態でした。

隣接地が宅地開発の計画があり、境界に擁壁を設置するため現状のまま資材置き場として申請部分を使う形になるので、雨水は自然浸透処理です。土地利用計画書では緩衝地を設けて土と碎石を置く予定ですが、傾斜地のため周辺への流出が懸念されます。●●周辺のため定期調査のルートに加える可能性があると思っています。

ですが、今年から上物のない駐車場や資材置き場等が、山梨県へ定期的に写真添付した状況報告書の提出が義務化されたこと、また耕作放棄地の減少の意味でも資材置き場にすることで有効活用となるため、ご審議をお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員お願いします

【●●推進委員】

推進委員の●●です。3 月 19 日に●●、●●、農業委員、事務局で現地調査を実施しました。

該当農地につきましては、●●の側道沿いに位置し、住宅等が連担する 3 種農地であります。現況は雑草等が繁茂し長期に渡り休耕状態で、今回所有権移転による碎石土及び車両等の資材置き場にするための転用申請であります。雨水は自然浸透の計画で、両隣接地もすでに資材置き

場として転用されており、事業計画・利用計画図のとおり法令に基づくものであれば特に問題はないと思います。

私個人としては、●●と隣接する●●地域につきましては、眺望もすばらしく地震水害にも強い地形から、将来的には資材置き場等は規制し、住宅地としての用途指定が最適な区域であると考えられ、また人口減少対策にもなると考えます。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 11 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 12 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料は引続き 7 ページをお願いします。地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

番号 12 番、●●番地、面積 346 m²を●●の●●から、●●の●●に所有権移転による個人住宅 1 棟を建築するための転用許可申請が提出されました。建築予定面積は 119.24 m²です。

申請地は住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第 3 種農地です。給排水は北西側道路上下水道本管に接続、雨水は浸透枳で処理します。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは北側から撮影した画像を表示します。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員 お願いします。

【●●委員】

はい●●です。3 月 19 日に●●、●●、●●推進委員、事務局と調査いたしました。

ここは周りがほとんど宅地になっておりまして、宅地にするにはぴったりの土地です。排水等準備できておりますので、特別問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員にお願いします。

【●●推進委員】 推進委員の●●です。

この土地はもう周りが住宅で囲まれておりますので、農作物を云々ということはないと思います。よろしくご審議お願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はおりますか。

質問がないようでございます。

番号 12 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第10号)

【議長】 それでは次の議事に移ります。

「議案第10号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。

事務局に 番号23番から28番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料8ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定になります。公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

なお、先ほど報告第 5 号で解約届出の報告をいたしました地番もあります為、途中で地図公図のページが前後してくる案件がありますのでご了承願います。

番号 23 番、地図公図は23ページ、24ページになります。

●●番地ほか 3 筆、合計面積 2,299 m²を●●の●●が、●●の●●に畑を 10 年 8 ヶ月間、使用貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

ブドウの栽培を計画し、賃借料は●●です。

続きまして、番号 24 番、地図公図は25ページ、26ページになります。

●●番地、面積 1,252 m²を●●の●●が、●●の●●に畑を9年 8 カ月間、使用貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。ブドウの栽培を計画し、賃借料は●●です。

資料9ページをお願いします。

番号 25 番、地図公図は戻って頂きまして9ページ、10ページになります。本件は、先ほどの報告第 5 号、番号 2 番でご審議いただいた農用地となります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1,286 m²を●●の●●が、●●の●●に田を 4 年 8 カ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。野菜(クレソン)の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続きまして、番号 26 番、地図公図は27ページ、28ページになります。

●●番地、面積 1,035 m²を●●の●●が、●●の●●に田を 1 年 8 カ月間、使用貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

市の集積計画期間満了に伴う借り換えで、野菜の栽培を計画しています。賃借料は●●です。

続きまして、番号 27 番、地図公図は29ページ、30ページになります。

●●番地ほか 3 筆、合計面積 1,097 m²を●●の●●が、●●の●●に田を 2 年 8 カ月間、使用貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。市の集積計画期間満了に伴う借り換えになりまして、水稻の作付けを計画しています。賃借料は●●です。

資料10ページをお願いします。

番号 28 番、地図公図は戻って頂きまして7ページ、8ページになります。

本件は、先ほど報告第 5 号、番号 1 番でご審議いただいた農用地になります。

●●番地、面積 1,032 m²を●●の●●が、●●の●●に畑を 4 年 8 カ月間、使用貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を計画し、賃借料は●●です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この23番から28番の案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 23 番から 28 番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、番号 23 番から 28 番までについて作成要請を行うことに決定いたします。

(議案第 11 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 11 号 令和 8 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件」を上程致します。

事務局に説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

総会資料 11 ページをご覧ください。

令和 8 年度 甲斐市農繁期労働賃金標準額の件についてです。

こちらは、これから農繁期を迎えるにあたり、農作業をお願いした時の賃金標準額を、市農業委員会として毎年この時期に取り決めて公表しているものです。例年他市町村の金額や社会情勢の変化等を参考に決めておりますが、

①他市町村では一般作業費の変更が多くみられるが、最低賃金の高騰と比較したものであり、甲斐市では元々他市町村より高めに設定してあること

②ガソリン単価も急落しているものの 10a あたりの単価に反映させるほどの影響があるとは考えにくいと思われるため、令和 8 年度は、令和 7 年度と同額で案を作成いたしました。

なお、下の備考欄の最後の項目にも記載がございますが、

本表は、あくまで標準的な料金を示す参考資料であり、実際の金額は、圃場条件や作業条件など勘案して当事者間の協議により、相対で決めていただくことを前提としております。

この件については、本日の総会で決定いただければ、広報 5 月号とホームページにて農業者の皆様へ周知いたします。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。
農繁期労働賃金については、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本議案のとおりに決定致します。

(議案第12号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。
「議案第12号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件」を上程いたします。事務局より説明をお願い致します。

【事務局】 こちらの件は農政総務係が担当ですので、議長から入室を認めていただき、担当から説明を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

【議長】 担当職員による説明の申し出がありましたので、職員の入室を認めます。

(農政総務係、着席)

【議長】 それでは、担当から説明をお願いします。

【農政総務係】 農政課農政総務係長の長田です。隣が担当の清水です。
それでは、議案第12号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件の説明をさせていただきます。農業委員会の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。説明は担当の清水が行います。

担当の清水です。説明が長くなりますので、座って説明させていただきます。

最初に資料の確認をさせていただきます。資料については、事前に農業委員会の資料と一緒に送付させていただきました。農業振興地域制度の概要という冊子が一部、令和7年度甲斐農業振興地域整備計画の変更について「個別案件位置図」という別冊を一部送付させていただいたのですが、申し訳ありませんが、この送付した資料に訂正がございます。農業振興地域制度の概要という冊子については、机上に訂正したものを配布させていただきましたのでそちらで確認願います。

また、別冊の個別案件位置図については、資料最後のページのみ差し替えとなります。お手数おかけして申し訳ありません。

それでは説明をさせていただきます。

本市において、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定しております。

去る、3月23日、現在の経済情勢やその他の土地利用動向の変動等により計画を見直す必要があることから、農業振興地域整備推進協議会を開催させていただきました。協議会は、●●に関する●●、●●の●●、●●の●●、●●が構成員となっており、御審議いただきました。協議会としては、今回の農振計画の変更について問題が無いとの答申をいただきました。

本日は、農振法施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会に意見を求めることと定められておりますので、農振計画の変更について説明をさせていただきたいというのが、本日の趣旨でございます。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。「農業振興地域制度の概要」と記載のある資料をご覧ください。

資料1ページ、農業振興地域制度の概要ですが、

1つめ、優良農地を確保するために農地法と農振法により農業振興を図る制度が設けられております。各県において基本方針を策定し農業振興地域が指定されます。これに基づいて各市町村は農振計画の策定を行っております。

2つめ、市が策定する農振計画においては、優良農地について農用地区域として定め、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。

3つめ、経済情勢、その他の土地利用動向の変動等により、やむを得ず農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とすることとなっております。

次に「農業振興地域整備計画の変更」についてです。

1つめ、市町村は、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと、農振法で定められております。

2つめ、計画の変更のうち、農振除外をするために行う農用地区域の変更は、次の6つの要件の全てを満たした場合に限り、変更するこ

とができると、農振法に定められております。

農振除外の要件は6つあり、資料1ページ下段にありますとおりです。これらを満たすことで農振除外の見込みがあることになります。

続きまして、資料2ページをご覧ください。こちらは甲斐農業振興地域整備計画の変更概要書となります。整備計画に係る変更の経緯をご覧ください。平成17年に甲斐市の農業振興地域が指定され、毎年行う小規模な見直しである随時の見直しを、直近は、令和7年9月1日に行いました。

続きまして、令和7年度の農振計画の随時見直しについて、ご説明します。

(1) 農用地区域からの除外ですが、22案件ございます。こちらは、個別に農振除外の申し出があり、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを、書類審査等を行い、関係機関に確認し、農地転用の見込みがある案件について除外するものです。受付期間ですが、昨年、令和7年8月の1ヶ月間に受付しまして、相談件数については、約30件程の相談がありました。

続きまして(2) 農用地区域への編入の申出ですが今年度は申出はありませんでした。

続きまして、資料3ページをご覧ください。(3) 土地利用計画の総括表をご覧ください。①農用地区域面積ということで、表の今回変更前と書かれた欄の数字が、現在の甲斐市の農用地区域の面積となります。

続きまして、今回変更後と書かれた欄をご覧ください。今回の変更に伴い、表の農用地の中にある地目田から約0.2ha、地目畑から約2.9haが除外となり、農用地面積と農用地区域面積が約3.1ha減少することになります。

続きまして、②各地区別の案件数ですが、竜王地区で12件、敷島地区で1件、双葉地区で9件の除外案件となります。

資料の下段、農振除外の用途別の案件の内訳といたしましては、住宅用地で15件、商業用地として1件、資材置場で4件、その他、施設駐車場等で2件の除外となり、合計22件、30,617.27㎡が除外となります。

続きまして、資料の4ページからは、それぞれの個別案件の一覧表となります。また、別冊の「位置図」については、個別案件の位置図となっており、詳細な位置、形状、地番を掲載させていただいております。

それぞれの個別案件につきましては、事前に資料を配布させていただき、お目通しをさせていただいているかと存じますので、全ての個別案件の説明は、時間の関係上、省略させていただき、本日は比較的大きい規模の案件について抜粋して説明をさせていただきます。

それでは、別冊と書かれた資料により説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。整理番号2番、：●●番地ほか8筆で、建売住宅7区画の計画であり、除外後の農地種別は2種及び3種農地です。●●の東350mに位置し、除外面積は1,964㎡となります。

続きまして、8ページをご覧ください。整理番号8番、●●番地、●●番地の2筆で、建売住宅5区画の計画であり、除外後の農地種別は3種農地です。●●の南100mに位置し、除外面積は1,500㎡となります。

16ページをご覧ください。整理番号16番、●●番地ほか13筆で、建売住宅43区画の計画であり、除外後の農地種別は2種及び3種農地です。●●の南東600mに位置し、除外面積は11,317㎡となります。

18ページをご覧ください。整理番号18番、●●番地ほか2筆で、建売住宅13区画であり、除外後の農地種別は3種農地です。●●の北東250mに位置し、除外面積は3,944㎡となります。

21ページをご覧ください。整理番号21番、●●番地で、建売住宅5区画の計画であり、除外後の農地種別は3種農地です。●●の西200mに位置し、除外面積は1,444㎡となります。

なお、農振除外については、今後、山梨県との本協議を行い、今年の5月中旬に公告・縦覧し、申出者への結果通知を行う予定であります。その後、農地転用に関する申請によりご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上となります。

御質問、御意見がございましたら、この後お受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【議長】

担当からの説明は以上です。

先日 23 日に農振整備推進協議会から答申されております。自分の担当区域の農業振興地域について確認して、何かご意見あったら是非お願いしたいと思います。

ご自分の所で何かありましたらお願いします。

質疑等ございますか。

質問がないようでございます。

本案件を同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を同意することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

【事務局長】

長時間にわたりお疲れ様でございました。

これで総会を終了します。

午後4時05分閉会